

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人群馬大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規則に定める期末特別手当(ボーナス)において、文部科学省国立大学法人評価委員会の本学に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で経営協議会の議を経て学長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額した額とすることができるとし、業績を反映させられるようにしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

改定なし

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,748	12,720	4,646	382 (地域手当)			
A理事	14,055	10,056	3,673	302 (地域手当) 24 (通勤手当)			
B理事	14,403	10,056	3,673	302 (地域手当) 24 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)			
C理事	13,359	8,688	3,251	260 (地域手当) 260 (人事交流手当) 900 (通勤手当)		3月31日	◇
D理事	14,379	10,056	3,673	302 (地域手当) 348 (単身赴任手当)			
A監事	12,598	8,688	3,174	261 (地域手当) 127 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	2,384	2,345		39 (通勤手当)		3月31日	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「人事交流手当」とは、人事交流により採用になり、採用前後の事業所間の距離及び採用前の住居と採用後の事業所間の距離が60km以上である役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

本学における業務の効率化に伴う人件費削減方針を踏まえて、人的資源の効率的運用と効率分配を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種に応じた俸給表及び社団法人国立大学協会が作成した参考給与表を参考とし、社会一般の情勢に適合すべく、毎年的人事院勧告を考慮して、かつ、運営費交付金の状況を踏まえて、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与(6月期及び12月期)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額:昇格	勤務成績が良好で、本学が定める必要経験年数を有している職員について、その職務に応じて、原則として1級上位の級に決定することができる。
俸給月額:降格	勤務成績が不良な職員について、下位の級に決定することができる。
俸給月額:昇給	毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じた昇給区分により行う。
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

昇給抑制の1号俸回復
平成22年8月の人事院勧告を受け国家公務員が平成23年4月に経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、43歳未満の職員に対してこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復したことを考慮し、本学においても同様の措置を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1681	41.7	6,201	4,666	65	1,535
事務・技術	310	42.9	5,470	4,141	88	1,329
教育職種 (大学教員)	690	47.5	7,993	5,960	77	2,033
医療職種 (病院看護師)	456	34.2	4,422	3,348	36	1,074
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	22	35.6	6,250	4,755	63	1,495
教育職種 (附属義務教育学校教員)	45	37.3	6,218	4,719	72	1,499
医療職種 (病院医療技術職員)	152	36.8	4,659	3,522	52	1,137

任期付職員	8	39.5	6,885	6,885	45	0
教育職種 (大学教員)	8	39.5	6,885	6,885	45	0

非常勤職員	67	37.4	4,026	3,306	44	720
事務・技術	22	44.6	3,424	2,612	69	812
教育職種 (大学教員)	9	58.4	7,212	5,292	63	1,920
医療職種 (病院医師)	20	27.5	3,719	3,719	27	0
医療職種 (病院医療技術職員)	16	27.9	3,446	2,628	21	818

注1:常勤職員については、在外職員、再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、ボイラー技士、水道手、実験助手、看護助手、調理師及び技能員を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」とは、本学においては附属特別支援学校教員を示す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の「医療職種(病院医師)」については、該当者がいないため、記載を省略した。

注6:常勤職員の「技術・労務職種」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

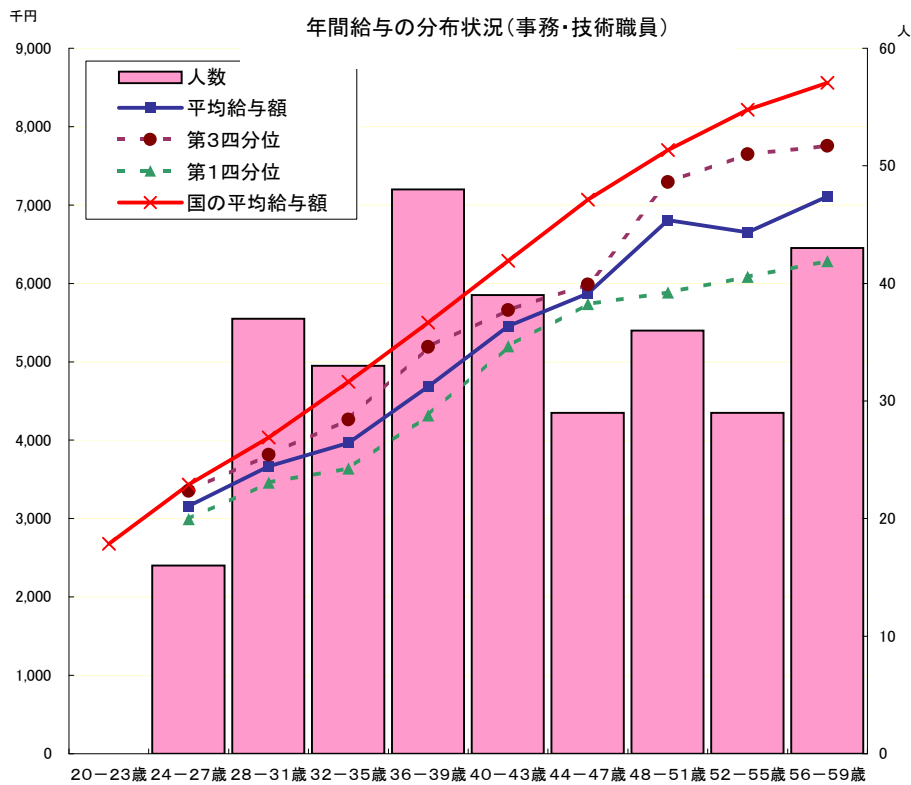
注7:在外職員については、該当者がいないため、記載を省略した。

注8:再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注9:非常勤職員の「医療職種(病院看護師)」、「教育職種(附属高校教員)」及び「教育職種(附属義務教育学校教員)」については、該当者がいないため、記載を省略した。

注10:非常勤職員の「技能・労務職種」については、該当者がいないため、記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

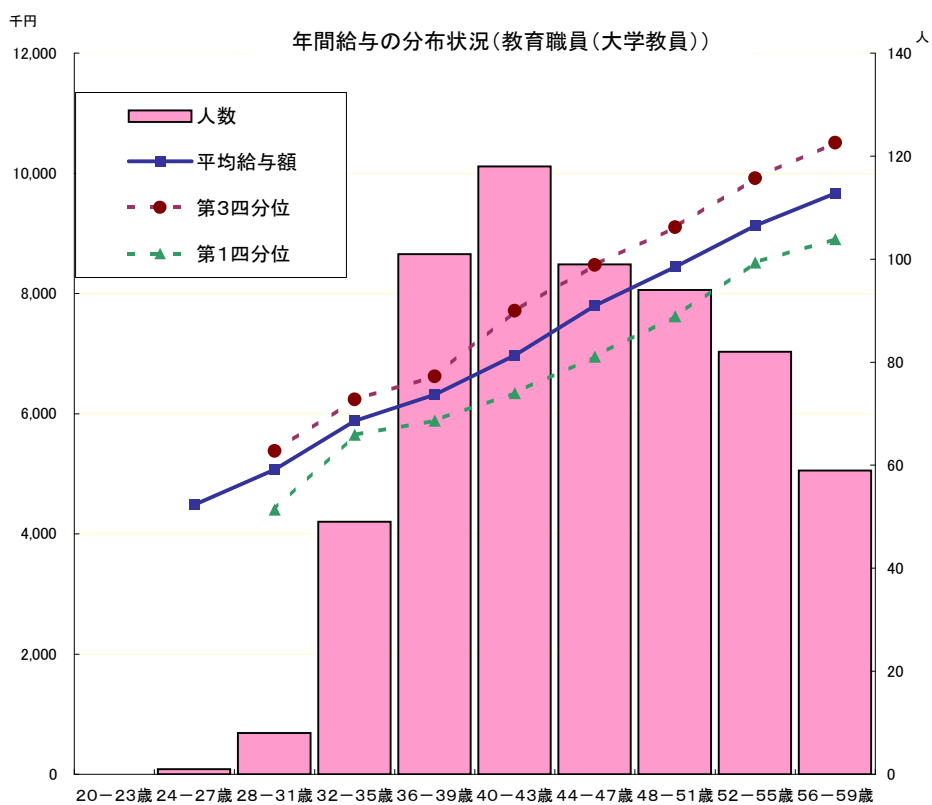


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:年齢20～23歳については、該当者なし。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
				第1分位	第3分位		
		人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的 職位	課長	17	53.7	7,920	8,401	8,747	
	係長	116	46.4	5,377	5,771	6,098	
	係員	82	32.5	3,282	3,584	3,773	

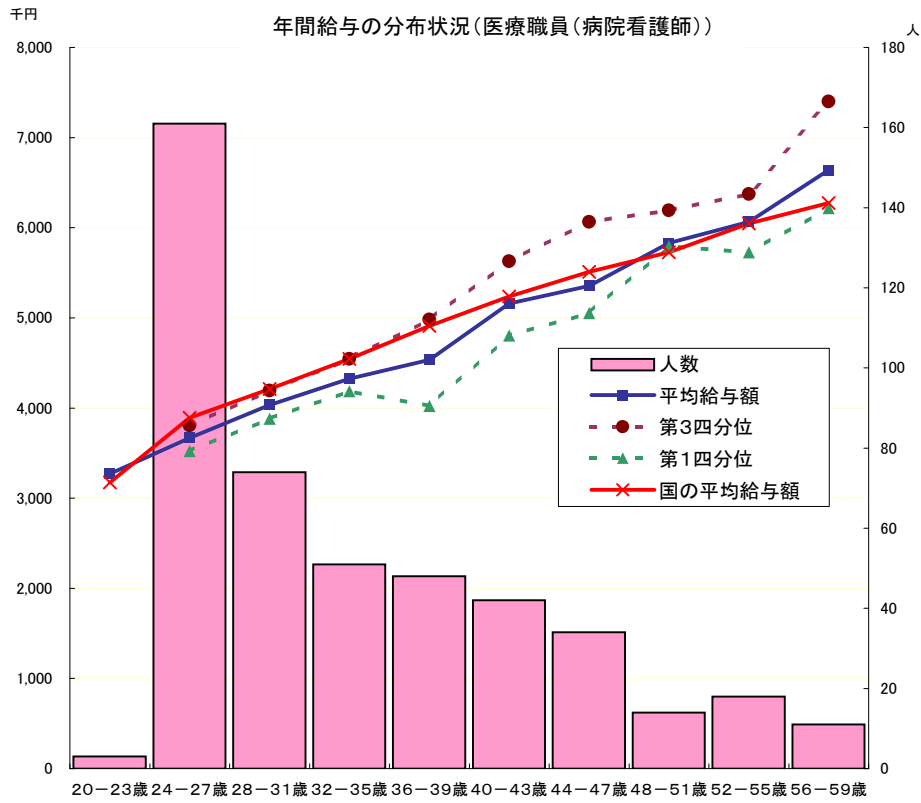
注:「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。



注:年齢20～23歳については該当者なし、24～27歳については該当者1人のため当該個人情報特定されるおそれがあることから、年間給与については公表しない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1四分位		第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的 職位	教授	230	55.1	9,109	10,321
	准教授	174	48.2	7,620	8,613
	助教	217	39.8	5,762	6,510



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
		人	歳	千円	千円	千円
代表的 職位	看護師長	27	49.3	5,978	6,114	6,323
	副看護師長	59	42.9	4,983	5,479	5,876
	看護師	365	31.3	3,675	4,043	4,293

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	課長
人員 (割合)	310 人	26 人 (8.4%)	75 人 (24.2%)	125 人 (40.3%)	45 人 (14.5%)	22 人 (7.1%)	13 人 (4.2%)
年齢 (最高～最低)		39～24 歳	55～26 歳	59～35 歳	59～47 歳	59～40 歳	59～49 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		3,054～ 2,022 千円	3,853～ 2,429 千円	4,706～ 2,981 千円	5,859～ 4,467 千円	6,767～ 4,756 千円	7,645～ 5,795 千円
年間給与額 (最高～最低)		3,950～ 2,679 千円	5,032～ 3,219 千円	6,260～ 4,034 千円	7,638～ 6,082 千円	8,710～ 6,477 千円	9,958～ 7,755 千円

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	3 人 (1.0%)	1 人 (0.3%)	該当者なし	該当者なし
年齢 (最高～最低)	59～51 歳			
所定内給与年額 (最高～最低)	7,723～ 7,075 千円			
年間給与額 (最高～最低)	10,230～ 9,475 千円			

注:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	690 人	2 人 (0.3%)	219 人 (31.7%)	65 人 (9.4%)	174 人 (25.2%)	230 人 (33.3%)	該当者なし
年齢 (最高～最低)		40～39 歳	64～27 歳	58～30 歳	64～35 歳	64～39 歳	
所定内給与年額 (最高～最低)		3,669～ 3,447 千円	5,567～ 3,247 千円	6,578～ 3,968 千円	7,060～ 4,580 千円	9,109～ 5,553 千円	
年間給与額 (最高～最低)		4,873～ 4,617 千円	7,379～ 4,304 千円	8,876～ 5,218 千円	9,623～ 6,278 千円	12,348～ 7,582 千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護師長	看護部長 副看護部	看護部長
人員 (割合)	456	1 (0.2%)	365 (80.0%)	60 (13.2%)	27 (5.9%)	2 (0.4%)	1 (0.2%)
年齢 (最高～最低)			59～23	59～32	58～41		
所定内給与年額 (最高～最低)			4,798～ 2,337	4,861～ 3,355	5,518～ 3,849		
年間給与額 (最高～最低)			6,372～ 3,097	6,538～ 4,551	7,215～ 5,334		

区分	7級
標準的な職位	看護部長
人員 (割合)	該当者なし
年齢 (最高～最低)	
所定内給与年額 (最高～最低)	
年間給与額 (最高～最低)	

注1:1級および6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注2:5級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.6 %	65.6 %	64.7 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.4 %	34.4 %	35.3 %
	最高～最低	45.5～33.0 %	49.4～30.5 %	46.3～31.7 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.5 %	66.8 %	65.7 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5 %	33.2 %	34.3 %
	最高～最低	43.0～33.0 %	40.2～30.5 %	38.1～31.7 %

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.9 %	64.5 %	63.2 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.1 %	35.5 %	36.8 %
	最高～最低	46.1～34.5 %	47.8～31.8 %	47.0～33.2 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4 %	66.6 %	65.6 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6 %	33.4 %	34.4 %
	最高～最低	43.0～32.8 %	40.2～30.0 %	41.3～31.5 %

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.3 %	64.2 %	62.3 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.7 %	35.8 %	37.7 %
	最高～最低	46.1～35.5 %	42.7～32.9 %	44.3～34.2 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.3 %	65.8 %	64.6 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.7 %	34.2 %	35.4 %
	最高～最低	43.0～32.6 %	40.2～30.2 %	40.2～31.4 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 85.2

対他の国立大学法人等 97.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 93.8

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 96.1

対他の国立大学法人等 96.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」)においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	国家公務員	85.2	
	参考	地域勘案	91.4
		学歴勘案	85.9
		地域・学歴勘案	91.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.9% (国からの財政支出額 15,244,191千円、支出予算の総額 42,489,305千円:平成23年度予算)		
	【検証結果】 指数の状況から、給与水準は適正であると考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)		
講ずる措置			

注: 累積欠損額の検証結果について、累積欠損額が0円のため、記載は省略した。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.1	
	参考	地域勘案 96.0
		学歴勘案 94.5
	地域・学歴勘案 96.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.9% (国からの財政支出額 15,244,191千円、支出予算の総額 42,489,305千円:平成23年度予算)	
	【検証結果】 指数の状況から、給与水準は適正であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)	
講ずる措置		

注:累積欠損額の検証結果について、累積欠損額が0円のため、記載は省略した。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.7

注:教育職員(大学教員)の対国家公務員(行政職(一))は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは、教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,007,983	千円 10,962,436	千円 (%) 45,547 (0.4)	千円 (%) 45,547 (0.4)
退職手当支給額 (B)	千円 759,532	千円 1,021,361	千円 (%) △ 261,829 (△ 25.6)	千円 (%) △ 261,829 (△ 25.6)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,289,867	千円 2,281,167	千円 (%) 8,700 (0.4)	千円 (%) 8,700 (0.4)
福利厚生費 (D)	千円 1,984,989	千円 1,856,869	千円 (%) 128,120 (6.9)	千円 (%) 128,120 (6.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 16,042,371	千円 16,121,833	千円 (%) △ 79,462 (△0.5)	千円 (%) △ 79,462 (△0.5)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」については、人事院勧告を受けた43歳以下の職員昇給抑制1号俸の回復や平成19年1月から平成22年1月まで昇給号俸の抑制をしていたが、平成23年から1月の昇給に1号俸抑制がなくなり平成22年度との差の9ヶ月分が平準化したため0.43%の増加となった。
「最広義人件費」については、トータルで△0.5%の減額となった。
退職手当は、前年度に比べて定年退職者数が少なかったため、支給額が減少した。
非常勤役職員の給与は、外部資金による非常勤職員の雇用増加等により0.4%の増加となった。
福利厚生費は、共済組合負担金の料率が前年度に比べ上がっているため、6.9%の増加となった。
- ② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、役員及び職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組むこととする。
また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国立大学法人法に基づく法人についても、給与構造改革を踏まえて各法人ごとに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標に明示するよう求められたため、本学においては、平成18年度から平成22年度までの5年間で概ね5%の人件費削減を図り、国家公務員改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した。
- ③ 【主務大臣の検証結果】
「平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。」

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,647,111	11,987,990	12,066,498	11,841,616	11,319,104	10,962,436	11,007,983
人件費削減率 (%)		△ 5.2	△ 4.6	△ 6.4	△ 10.5	△ 13.3	△ 13.0
人件費削減率(補正值) (%)		△ 5.2	△ 5.3	△ 7.1	△ 8.8	△ 10.1	△ 9.5

- 注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。
- 注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。
- 注3: 平成23年度の人件費削減率(補正值)では△9.5%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、△9.8%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

役員分

平成24年7月から実施。

職員分

平成24年7月から実施。